

伊勢齋宮関係国歌集成

——鎌倉時代を中心にして——

所 京 子

A Collection and Explanation of the Japanese Odes (WAKA) about the Imperial Princess Devoted to the Ise Shrine (SAIGU) in the Kamakura Period

Kyoko Tokoro

はじめに

本稿は、先に行なった平安時代(前・中・後期)における伊勢齋宮関係国歌集成の続篇である。こゝでは鎌倉時代(後鳥羽天皇朝から齋宮制度消滅の後醍醐天皇朝まで)における関係国歌を紹介したいと思う。前稿と同じく、これらの国歌を分類すれば、次のごとく大別することができる。

A 歌の作者による分類

- ① 齋王自身
- ② 齋王の縁者
- ③ 齋宮・神宮の職員(男女官)
- ④ その他(右の分類に入らないもの、および齋王との関係が明らかでないもの)

B 詠われた場所による分類

- ⑤ 京都の御所・野宮など
- ⑥ 群行と帰京の道中など
- ⑦ 伊勢の神宮・齋王宮など
- ⑧ その他(右以外の場所、また詠われた場所のはっきりしないもの)

以下、第一節においては、歴代齋王順に国歌を掲げ、第二節においては、それらに若干の解説を試みたいと思う。たゞし今回も、勅撰集、私撰集など種々の歌集に目を通し、齋宮関係の国歌を可能な限り蒐集することに主眼をおいた。したがって、それぞれの歌についての考証は、かならずしも充分とはいえない。それらについては今後、博雅の御示教を得て補訂して行きたいと考えている。

なお、詞書、和歌及び文史料の引用にさいしては、便宜上、濁点・句読点を附し、ひらがなを適宜漢字になおした部分もある。またこれらの引用は、主として国歌大観、新校群書類従等の諸本によった。

一 関係国歌集成

〈後鳥羽天皇朝の潔子内親王〉

後京極摂政、左大将に侍りける時、伊勢の勅使にて下り侍りけるに伴ひて、鈴鹿の関を越ゆとて花の許にあり居てよみ侍りける

前中納言定家

1 えぞ過ぎぬこれや鈴鹿の関ならむふり捨て難き花の陰哉 (三) (ホ)

〈新後撰和歌集、卷第二、春歌下、〉

〈土御門天皇朝の肅子内親王〉

伊勢におはしましける時、をみなへしを植ゑられたりけるに、京へ帰りのぼりたまふとて 肅子内親王

1 植ゑ置きて花のみやこへ帰りなば恋しかるべき女郎花哉 (一) (ト)

〈新統古今和歌集、卷第九、離別歌、〉

〈後堀河天皇朝の利子内親王〉

式乾門院、齋宮にて伊勢に下り給ひける時を思ひ出で、詠み侍りける 式乾門院御匣

1 都出で、八十瀬渡りし鈴鹿河昔になれど忘れやはする (一) (ホ)

〈統古今和歌集、卷第十、羈旅歌、〉

〈龜山天皇朝の愷子内親王〉

文永元年九月、齋宮の群行の時、たき物奉るとて 月花門院

1 別るとも立ちも離れじ人しれずそふる思いのけぶり計は (一) (ホ)

おなじ群行の長奉送使にて、罷り下りてかへり申しの暁、女房の中へ遣はしける 権中納言長雅

2 なれきても別るゝ道の旅衣露よりほかに袖やぬれなむ (一) (ホ)

〈1・2 統古今和歌集、卷第九、離別歌、〉

〈後二條天皇朝の契子内親王〉

皇后宮、齋宮と申しける時、奉られける 談天門院

1 思ふともいはで程へむ月日には心の隈もあらじとを知れ (一) (ホ)

御返し (契子内親王 皇后宮)

2 言の葉にいはで月日は積るとも思出でばと頼みこそせめ (一) (ホ)

〈1・2 統千載和歌集、卷第十七、雜歌中、〉

野宮にて、雪の降り侍りければ (契子内親王 皇后宮)

3 雪にだに跡つく方ぞなかりけるあだにもこえぬ神の齋垣は (一) (ホ)

〈同右、卷第六、冬歌、〉

延慶元年八月、野宮より出で給ふとて (契子内親王)

4 鈴鹿河八十瀬の波はわけもせで渡らぬ袖のぬるゝ頃かな (一) (ホ)

〈玉葉和歌集、卷第十五、雜歌二、〉

5 かすかなる音はとをちの里の名も問はぬにしるくうつ衣哉 (一) (チ)

(擣衣をよめる)

〈統現葉和歌集、卷第五、秋歌下、〉

題しらず 前齋宮節折

6 我が跡も人のしるべとなりにけりまづわけそむる野辺の白雪 (一) (チ)

〈同右、卷第六、冬歌、〉

〈後醍醐天皇朝の祥子内親王〉

野宮に久しく侍りける比、夢のつげありて、大神宮へ百首哥よみて奉りける中に 祥子内親王

1 いすず川たのむ心はにごらぬをなど渡る瀬の猶よどむらむ (一) (ホ)

〈新葉和歌集、巻第九、神祇歌〉

齋宮群行の心をよませ給うける

後村上院御製

2 別れつる袖にかけり鈴鹿川八十瀬の瀧におつるしら玉 (㊦㊧)

〈同右、巻第七、離別歌〉

野宮より退下の後、雪を見て

祥子内親王

3 忘れめや神の齋垣いがきの榊葉ゆふに木綿ゆふかけそへし雪の曙 (㊦㊧)

〈同右、巻第九、神祇歌〉

二 関係事項解説

以上、鎌倉時代(後鳥羽天皇朝から後醍醐天皇朝まで)の齋宮関係の国歌十四首を掲げた。これら蒐集した国歌を、本稿で扱う齋王名および右分類の内訳によって示すと、次表のごとくなる。

計	齋宮						天皇
	後醍醐天皇	後二條天皇	龜山天皇	後堀河天皇	土御門天皇	後鳥羽天皇	
	祥子内親王	祥子 <small>(勢)</small> 内親王	愷子内親王	利子内親王	肅子内親王	潔子内親王	
6	2	3			1		㊦
3	1	1	1				㊧
4		2	1	1			㊨
1						1	㊩
9	3	4	1	1			ホ
2			1			1	ハ
1					1		ト
2		2					チ
14	3	6	2	1	1	1	計

これによると、十四首中齋宮自身の御歌(A㊦)が六首もある。また後二條天皇朝の祥子内親王の時が最も多く六首となっている。後醍醐天皇朝の祥子内親王は大変和歌をよくされたが、こゝには齋宮関係のものについてのみ掲げた。他の歌については、その事績のところ述べたいと思っている。

本稿が取り扱うこの時期は、鎌倉幕府の成立時期から建武中興の前

後までのいはば動乱期であり、齋宮制度も祥子内親王を最後に消滅してしまふ。したがって、後述のごとく祥子・祥子内親王は群行をとげず野宮より退下されてしまわれる。しかもなお、祥子内親王は野宮入御中、御歌百首を伊勢大神宮に奉っておられる(1の詞書)。このことから考えても祥子内親王が当時数多くの国歌を詠まれたことがわかる。本稿に掲げた齋宮関係の国歌が少いからといって、かならずしも当時においても少なかったということを意味するものではない。

以下、各齋王の事績の概略を述べ、これらの国歌について簡単な解説を行うことにしたい。

〈後鳥羽天皇朝の潔子内親王〉

潔子内親王は、治承三年(一一七九)四月十八日、高倉天皇(十九歳)の第三皇女(2)として誕生された。当代後鳥羽天皇は治承四年のご降誕であるから異母姉にあたられる。御母は堀川宰相藤原頼定の女「按察典侍」で、このとき十八歳であった。潔子内親王の祖母(母)は、刑部卿頼輔の女(実父は中務少輔藤原教良、のち養子となる)「高松院女房侍従」で、「春日局」ともよばれていたらしい。(3)中山忠親の日記『山槐記』(治承三年四月十七・八両日条)によると、潔子内親王は「春日南、京極西角」にある邸第で生まれている。おそらく齋宮卜定までの期間、内親王は祖母「春日局」

や御母と共にこゝで生活されていたものと考えられる。

さて、潔子内親王が齋宮に卜定されたのは文治元年（一一八五）十一月十五日で、先の齋宮功子内親王（異母姉）が御母（藤原公重女）の喪によつて野宮から退下された替である。したがつて功子内親王は伊勢へは赴かれず、治承三年（一一七九）正月十一日退下され、潔子内親王が文治三年（一一八七）九月十八日群行されるまで伊勢は齋王が不在となつていた。この点に関しては前稿で触れた通りである。⁽⁴⁾

文治二年（一一八六）の正月以来、初齋宮入御のための諸司用途や月料が不足のため成功を以つて充てられるなどにより御禊が延引していたが、五月二十三日内親王は無事東河で御禊をすませ左近衛府に入御されている。⁽⁵⁾この間、三月二十八日には、初齋宮御禊前駆定と女官除目が行なわれた。⁽⁶⁾しかし九月二十八日に行なわれる野宮入御のため西河御禊の用途は、成功を募つたが応ずるものがなかつたので、源頼朝が進献したところの両社行幸召物を割いて齋宮用途に充てるといふ始末であつた。⁽⁷⁾

かくて齋王潔子内親王は、天皇御覧のうちに御輿を用いて野宮に入られた。齋王が野宮に潔齋中、伊勢齋宮では「三ヶ院」＝内院・中院・外院の造営が進められていた。⁽⁸⁾また群行路の整備、勢多橋の補架、離宮院の準備などもおこたりなく行なわれたようである。⁽⁹⁾

さて、群行を一カ月後にひかえた野宮において御遊が催されていたことが豊原統秋の『體源抄』⁽¹⁰⁾三十に、次のごとくみえる。

文治二年八月十日あまりのころ、ふしみの齋宮、野宮におはしましけるに、群行もちかくなりぬとて、中御門右大臣、花園内大臣など、さるべき人々、にはかにまいりあはれたりけり。夜ふくる程の月のくまなきを見すてがたくて、をのく出やられぬ折しも、

女房しゆうのことをつまをとやさしくかきあはせつゝ、みもすがはの御いでむけも、むげにちかくなりぬ。伊勢までたれかおもひをこすべき、うちみだれたる御遊などは、こよひにこそといひいでたれば、まことにしかるべきこととて、右大臣催馬楽うたひ、内大臣琵琶ひきて、みずの中のことのね、いといひしらす。衆どもかすをつくしたる程に、内大臣あすはかし（こ）きものいみなれば、あけぬさきにといでられければ、右大臣、ながくをきたにすと詠じてぞたゞれける。かへるも、とまるもたがひになごりおしかりけり。

これによると、潔子内親王は「伏見齋宮」と呼ばれていたことがわかる。この日齋王のおられる野宮に、中御門右大臣藤原定定、花園内大臣藤原良通などさるべき人々が俄かに集り、夜更けるまで女房衆の琴にあわせて、右大臣が催馬楽をうたい、内大臣が琵琶を弾いたという。「御簾の中の琴の音、いといひしらす、衆どもかすを盡した」後「かへるも、とまるも互ひに名残りおし」みつゝ、齋宮御遊は終つた。御年九歳の齋宮はどのような感慨にひたられたことであろうか。

さて、文治三年（一一八七）九月十八日齋宮群行当日、潔子内親王は葛野河（西河）に禊して、太政官庁に行幸された弟君の後鳥羽天皇から「別れの御櫛」を加えられ、大神宮に向つて出発された。この日の上卿は、権大納言実家卿、奉行職事は右衛門権佐定経であり、供奉する長奉送使は、権中納言通親卿、左少辨親雅らである。⁽¹¹⁾また女別当には藤原定子、宣旨には源澄子がなつた。⁽¹²⁾たゞしこの時の群行用途もまた不足のため、院宣によつて鎌倉に伝えられ、その費用は頼朝が進献している。⁽¹³⁾さらに、懸案であつた勢多橋は破損のため通行できず、やむなく船による湖水渡御ということになったが、このときの奉行も

頼朝の臣佐々木定綱がつとめ、蜂起した延暦寺衆徒をおさえて無事群行をたすけている。同月二十七日に京に帰着した長奉送使通親、親雅は、「申⁽¹⁴⁾齋王平安寮之由⁽¹⁵⁾」し、このことはまた兼実⁽¹⁶⁾に報告されている。これから潔子内親王は、齋宮として十四年間を伊勢で過ごされることになる。

1の歌は、詞書によれば、この潔子齋王の在任中に伊勢公卿勅使として大神宮へ参向した藤原良経に同行した藤原定家が鈴鹿の関を越えるさいに詠んだものである⁽¹⁵⁾。その年月日は、『伊勢勅使部類記』および『建久六年後京極良経公卿勅使記』⁽¹⁶⁾によると建久六年（一一九五）二月二十九日であったことがわかる。この時、良経は、権大納言兼左近衛大将で、その良経に伴って鈴鹿の関で「花の許におり居てよ」⁽¹⁷⁾んだ定家は、従四位上左少将であった。

後鳥羽天皇は、建久二年（一一九一）三月、宣旨をもって新制十七條につづいて三十六條を下され、その中で齋宮寮の違例を糺さしめられている。また『玉葉』建久二年五月一日および六月五日条によると、齋宮離宮三ヶ院修造のことが取り沙汰され、それは本功の人が修造せしむるといふことがみえているが、「齋宮御参宮己今明也。沙汰太懈怠、重慥不⁽¹⁸⁾可⁽¹⁹⁾闕之由早可⁽²⁰⁾下知⁽²¹⁾」と、事態がさしさまってもこのような状態で、その修造がかなり困難をきわめていることがわかる。その後この修造がどうなったかは詳かでない。

建久二年のこの年、十一月八日の朝になって、齋宮宣旨の曹司の井戸に十月三十日一人の雑人夫が落ちてなくなっていたのが発見された。この齋宮穢が神宮に及び新嘗祭を延引するか、または停止するか⁽¹⁸⁾が問われられたが、結局九条兼実の意見によって二十二日新嘗祭は行なわれる。

この後伊勢における齋宮に関する特別の記事をみないので、退下まで何事もなく役割を果されたものであろう。

かくて、建久九年（一一九八）正月十一日後鳥羽天皇の御讓位により齋宮潔子内親王は下座せられる。これより早く正月七日には齋王の守護を致すべきことが祭主能隆に下知せられており、また齋宮帰京の事は、九条家の家司である藤原長兼が沙汰すべく議定されている⁽¹⁹⁾。そしてその帰京の日は八月二十三日ときまり、帰京路は代々の例により伊賀路近江路が用いられることとなる⁽²⁰⁾。帰京された潔子内親王がどこに落ちつかれたかは明らかでないが、翌正治元年（一一九九）四月二十九日夜、業資王第に渡御せられたことが王の日記にみえる。この業資王と潔子内親王との関連は明らかでないが、王の父仲資王の兄妹（姉弟）に高倉院典侍の信子女王がいる⁽²¹⁾。その後、七月十三日には、「依⁽²²⁾犯土立門事⁽²³⁾」って内親王は一時東山亭に渡御されるが、十八日には還御されたというから、もとの御所（業資王第か）にもどられたものである⁽²²⁾。また九月十九日には大谷亭に一時渡られ夕刻に還御されている。このときの御供は亭主（大谷亭の亭主が誰れか明らかでない）以下、業資王等という。そして十月十日にも大谷亭に渡られ、翌々日の十二日に「自⁽²⁴⁾大谷⁽²⁵⁾帰来⁽²⁶⁾」と『業資王記』には記されている。この記事から考えると潔子内親王は、齋宮退下後しばらく業資王第を御所とされていたものと考えてほぐま⁽²⁷⁾ちがい⁽²⁸⁾ないであろう。しかるに『業資王記』建仁三年（一二〇三）十月二十五日、十一月十日、十二月二十八日の各条には次のごとくみえる。

（十月廿五日）今夜戌刻、樋口南、万里小路西炎上、及⁽²⁹⁾五條亭⁽³⁰⁾。但、予居所⁽³¹⁾屋⁽³²⁾火焰了。

（十一月十日）五條事始、即上棟畢。

(十二月廿八日) 今夕両宮渡^二御五條亭^一。

右の記事について、『大日本史料』^{第四編}同日条は潔子内親王五條亭焼亡としている。さらに十一月廿八日条の「両宮」には「契子内親王、禮子内親王ヲ指ス」と注記している。⁽²³⁾そしてこれらから、潔子内親王の五條亭が十月二十五日に焼亡したこと、十一月十日に作事始、上棟が行なわれたこと、十二月二十八日に新造なつた五條亭に両宮(潔子内親王と後鳥羽皇女禮子内親王)が移御されたことなどがわかる。

さらに、この翌年即ち神祇伯仲資王の日記『仲資王記』元久元年(一二〇四)の記事によってその後の内親王の消息はわずかながらうかがい知る事が出来る。すなわち同年三月十五日条に、

前齋宮御方今日初御参^二詣廣隆寺^一、是聊依^二御違例御事^一也。

とあり、内親王が違例であるが広隆寺に参詣されたことがわかる。これについて同裏書によると、齋宮は退下後、帰京されてからは、神社仏寺への御初詣は未だ行なわれたことがなかった。しかるに去る正月から俄かに御髪が抜け落ちたため、典薬頭時成に針灸をしてもらった上、薬を付けるなどのことをしたがその験は一向になく、そこで廣隆寺へ御祈のため密々行啓されたという。御車はこの日記の作者仲資王の使われたという。⁽²⁴⁾このとき内親王は二十六歳になっておられた。

この後承久元年(一二〇七)九月十日の『仲資王記』にも「前齋宮御灸治、^{時成}朝臣、令^二参仕^一、御所旁依^二大事^一也」とみえ、御悩により御灸治されている。それ以後、潔子内親王は『業資王記』建暦元年(一二一一)二月八日条に「前齋宮渡^二御大谷^一、彼岸之間、可^レ有^二御所^一」とあり、大谷に行啓せられたことがわかるが、このあと管見の限りでは史上に記録がない。御年三十三歳である。

へ土御門天皇朝の肅子内親王

肅子内親王は建久七年(一一九六)、後鳥羽天皇の第三皇女として誕生された。御母は少納言源信康の女で「兵衛局」という。当代土御門帝は建久六年のご降誕であるから異母妹にあたられ、次代順徳帝(建久八年ご降誕)には異母姉にあたられる。正治元年(一一九九)十二月二十四日齋宮に卜定される。⁽²⁵⁾御歳四歳であった。その上卿は源大納言通資とも(「猪隈関」)、六条中納言公継とも(「業資」)いう。また勅別当は治部権大輔範宗であったという。通資は村上源氏、後久我内大臣雅通の息、また公継は、後徳大寺左大臣藤原実定の息、範宗は少納言藤原通憲の孫、春宮大進基明の息である。そして翌正治二年(一二〇〇)五月二十六日初齋宮の左近府に入御された(「猪隈関」)。このときの諸司入御御用途の総数は六万四千四百三十五疋三文であったという(「斎宮」)。そして九月二十七日には左近府を出で御禊をすませ野宮に入御せられている(「猪隈関」)。野宮での潔齋生活をすまされた六歳の齋宮肅子内親王が群行をとげられたのは建仁元年(一二〇一)九月九日のことであった。この日、幼主土御門帝(七歳)は大政官庁に出御され、これも幼い異母妹の額に御櫛をあてられ、見送られた。⁽²⁶⁾なお、長奉送使には権中納言藤原公房、辨蔵人権左小辨藤原光親が決まっていた。また『三長記』建仁元年八月十日条によれば、齋宮別当には源頭兼が補されたようであるが、『公卿補佐』(承元二年頃)は、頭兼は建仁元年九月五日齋宮寮頭に任ぜられたとしている。⁽²⁷⁾九日に発遣された齋王が伊勢に著御されたのは、同月十四日であった。これから九年間を肅子内親王は伊勢ですごされることとなるのである。しかるに伊勢へ下向されて三カ月ばかりで、齋王御不豫となられている。『百鍊抄』(十二月廿七日条)によると軒廊で御卜が行なわれている。また御病は翌年二月頃にもあつ

たもようで、『猪隈閑白記』（建仁二年二月十三日条）に「晴陰不_レ定、風吹雪散、齋宮不例重御坐云々。仍今日被_レ行_二軒廊御卜_一云々。」とみえる。

元久元年（一二〇四）六月二十三日、肅子内親王（九_歳）は三宮に准ぜられる。これは異母姉の禮子が内親王となり賀茂齋院に卜定され、三宮に准ぜられたので、齋宮肅子内親王にも同じく准後の宣下があったものであろう（『明月記』同日条³¹）。四位少将藤原公雅が勅使となって七月十六日伊勢へ向けて進発された。

かくて、承元四年（一二一〇）十一月二十五日、土御門帝御讓位あり、同日後鳥羽院第二皇子東宮守成親王（皇弟）が受禪される。順徳天皇である。そこでこの月（十一月）齋宮肅子内親王は退下され、翌建暦元年（一二一一）四月、京へ帰えられた。この帰京にあたって詠われたのが1の御歌である。六歳で下向された肅子内親王も十六歳になつておられる。伊勢の地にのこして京へ帰っていかなければならぬ女郎花に、かぎりない愛着をおぼえつつ作歌されたものであろう。

退下されてからの内親王の動静は詳らかでないが、『仲資王記』（大日本史第四編）建保元年（一二二三）十一月十三日条に前齋宮肅子内親王の御所で五體不具御穢があったことが記されている。また同月三十日の未明「前齋宮^{高辻、猪隈}、絶入」と『明月記』にみえる。肅子内親王は、このように高辻猪隈に御所があったので「高辻齋宮」とも呼ばれていたようである。³²

〈後堀河天皇朝の利子内親王〉

後堀河天皇朝の利子内親王は、後高倉院（高倉院の皇子守貞親王、後堀河院の御父）の第一皇女として建久八年（一一九七）誕生せられた。御母は北白河院陳子

（中納言基家女）である。嘉禄二年（一二二六）十一月二十六日内親王宣下あり、同時に伊勢齋宮に卜定せられる。『民経記』（大日本史料第五之三所引）同日条によると、このとき「御年卅一³⁴」で、「帝姉也」、「今日自持明院殿渡御卜定所、冷泉油小路³⁵」（『民経記』）とあるところから、御歳は三十一歳になつておられたこと、これまで内親王宣下がなかったが、此度の伊勢齋宮卜定ではじめて内親王となられたこと、後堀河帝同母の御姉君であること、日頃は持明院殿におられたが、本日、卜定所である冷泉油小路の北白河院御所へ渡御されたことなどがわかる。

この持明院殿とは、利子の御父後高倉院の御所となつていたところであるが、もともとは、御母北白河院陳子の里第で、祖父通基（基家の父）が、陳子の曾祖父基頼（藤原道長の曾孫）が邸内に建立した持仏堂に持明院と名づけたことにより代々これを家名としたのにはじまる。したがって利子が母の里第であるこの持明院殿で出生以来育つたことはほぼまちがいのないことである。³⁵

また、卜定所となつた冷泉油小路の邸第とは、藤原定家の日記『明月記』嘉禄二年八月四日及十三日条によれば、「卜定所、当時泉殿云々」³⁶（安嘉門院御姉）「来十九日齋宮卜定、^{其所冷}泉殿」（傍点引用者）とみえて、冷泉殿、泉殿と呼ばれた御所であつたことがわかる。なお、同母妹の安嘉門院邦子は姉の利子よりも早く内親王宣下あり（承久三、一二三二）、同年、後堀河天皇の准母となり皇后宮と尊称せられていた。³⁶

さて、安貞元年（一二二七）四月二十九日、齋宮利子内親王は、東川（鴨川三条川原）で御禊をすまされたのち、初齋院の左近衛府に入御せられる。³⁷そして野宮入御は同年九月二十四日であつた。この日にそなえてすでに七月十一日野宮上棟がすんでおり（『民経記』同日裏書）、九月六日には小除目あり「齋宮入御野宮供奉人等」が定められている（『民経記』同日裏書）。

日)。野宮遷御の日の御禊を齋宮御母の北白河院も御見物になられたという(『明月記』同年)。ここで一年間の潔齋生活をすごされた齋宮利子内親王は、安貞二年(一二二八)群行(九月十九日)をひかえた三日前の九月十六日、御祖母七條院(高倉院后、後鳥羽および後高倉院母、藤原種子、御年七十二歳)をなくされる。そこでこの御事により、齋宮群行の儀に天皇の行幸なしときまる。天皇にとっても祖母である。

しかるに、利子齋王は、祖母崩御の涙をかくし、伊勢へむかわれる。長奉送使は、権中納言藤原盛兼、権辨藤原為経、齋宮寮頭は治部権大輔藤原宗継(経)であった。また御乳母、権大納言実宣の女も同行している(『類聚大補任』)。一行は十九日に出発し、二十四日に齋宮に御下著されてい

京 子 所

る。⁽³⁹⁾ 利子内親王は、これから四年間を伊勢で過ごされる。在任中の寛喜元年(一二二九)四月二日三宮に准ぜられる。このとき三十三歳であった(『女院』)。そして貞永元年(一二三二)十月十四日弟君後堀河天皇の

ご讓位により齋宮を退下される。御母北白河院は御帰京をまたれたが、結局齋宮御帰京は翌貞永二年(天福元、一二三三)二月五日となる。

この日、利子は摂津国難波江での御祓をすませ、御妹安嘉門院の御堂のある持明院殿に入られた。⁽⁴⁰⁾ 齋宮は在任六年で、御年三十七歳になつておられた。退下後天福元年(一二三三)六月二十四日御甥の四条天皇(御年二歳、関白教実が摂政)の准母となられ、皇后宮と尊称せられた。しかるに延応元年(一二三九)十一月十二日御悩危急により御落飾、皇后宮をとどめて式乾門院と称せられる。しかし、この病もいえたらしく、仁治元年(一二四〇)正月には式乾門院拜禮のこともみえてい

るし、同五月十八日には式乾門院、安嘉門院御姉妹そろって有馬温泉に御幸されている(『百練抄』)。しかるにこの間仁治三年(一二四二)

正月九日、御年十二歳の四条天皇が崩御され、二月十四日の五七日御仏事には、式乾門院が御沙汰として曼陀羅供を行なっておられる。⁽⁴²⁾ また寛元元年(一二四三)にも姉妹お二人で密々四天王寺へ御幸され、ついで六日には天王寺より有馬温泉へ御幸され、二十一日まで湯治されている(『百練抄』)。

利子内親王は、日頃持明院殿で姪の室町院暉子内親王(四條天皇の御姉へ妹)などとも同宿されていたよう⁽⁴³⁾で、またこの持明院殿には時々利子の御猶子となっていた宗尊親王(後醍醐天皇皇子)も行啓せられている。⁽⁴⁴⁾

寛元三年(一二四五)五月十四日には、御父後高倉院の御忌日に式乾門院の沙汰により法華御八講を行なっておられる(『平戸』)。さらに、同四年(一二四六)八月六日には、後堀河院十三回聖忌による法華御八講が修せられたが、式乾門院は御筆御経供養を行っておられる。⁽⁴⁵⁾ として建長三年(一二五一)正月二日、五十五歳をもって崩御される。退下後の式乾門院利子内親王の御生活は、右のように佛門に入り、宗尊親王をご猶子とされ、御妹、姪などの方々と過ごされたようである。その宗尊親王が時代の趨勢とはいえ、鎌倉幕府の征夷大將軍(第六代)として北条氏に迎えられ関東へ下向されたのは、式乾門院崩後一年たつてからのことである。

1の歌は、詞書にもあるように利子内親王(式乾門院)が伊勢齋宮へ下られたときのことを思い出して式乾門院御匣が詠んだものであり、後年の製作である。この式乾門院御匣は生没年は明らかでないが、『統後撰集』初出の歌人で、後久我太政大臣源通光の女である。はじめ式乾門院に仕え、門院の崩じた建長三年(一二五一)以後は、御妹の安嘉門院邦子内親王に仕え、安嘉門院三條とも呼ばれていたとい

う。⁽⁴⁶⁾ したがって1の歌は、利子内親王が式乾門院と称された延応元年(一

二三九)十一月から、その崩御の建長三年(一二五二)正月二日までの間に女官として仕えたときの式乾門院御匣の作で、かつての伊勢下向を思い出して詠れたものである。これに応えられた利子内親王の御歌がないのはさびしいが、この歌からすれば当然御匣も鈴鹿河を渡ったのであり、伊勢へ同行したものと考えられる。御匣の父源通光は、村上源氏、土御門内大臣源通親の三男であり、父の兄弟姉妹には土御門大納言通方や国母承明門院在子(後鳥羽院妃)、大納言親子(後嵯峨院御乳母)があり、利子・邦子内親王とも縁つづきとなる。こゝでも齋王と齋宮女官は縁者である(巻末系図参照)。なお、御匣は弘安百首、弘長三年(一二六三)住吉社歌合、同年玉津島歌合などにも出詠している。

齋宮と共に伊勢で生活されたのみならず、退下後もおそばに仕えた式乾門院御匣の歌は、1の他にも『続古今和歌集』(一〇〇・四九・一九)などにみえるが、同集巻十六(哀傷)の

式乾門院かくれ給ひての頃 北白河にてよみ侍りける 御匣
のほりにし煙のあとを尋ねれば空しくはらふ嶺の松かぜ

という一首は、建長三年正月、式乾門院が崩御されてその葬送のあと北白河にてよまれたものであろう。齋宮退下後もつねに女院と親しく生活を共にされた御匣ならではの感懐であろう。

〈亀山天皇朝の愷子内親王〉

愷子内親王は、後嵯峨院の第四皇女として建長元年(一二四九)ご誕生になった(寛年よ)。御母は「二條局」という(本朝皇胤)。「二條局」というのがはつきりしないが、『増鏡』第十一によれば、「後嵯峨院の更衣ばらの宮ぞかし」とある。『とはすがたり』の作者源雅忠女の父の義母(通光の先妻)である藤原親兼女が、この愷子内親王の祖母になるとい

から、『大日本史』では「更衣藤原氏所生也」としている。また、後深草院、亀山院、綜子内親王(月華門院)は異腹(いづれも御母は大宮院、藤原実氏女姑子)のご兄妹である。

亀山天皇の弘長二年(一二六二)十二月四日卜定、翌二年(一二六三)九月二十六日野宮に入御(歴代編年集)、文永元年(一二六四)九月九日齋宮群行をとげられ、同十四日に伊勢齋宮に参着しておられる(二代要記二類)。このとき御年十六歳であった。

1の御歌は、詞書にもあるごとく、この文永元年九月の齋宮群行のとき、御姉である綜子内親王(宝治元年(一二四七)生れて)が「たきもの」(薰物) 〓種々の香を合わせて作った煉香を齋宮にたてまつられ、御歌をそえられたのである。綜子内親王は母が異るとはいえ、年令も近く、遠くへ行かれる異母妹に「そふる思い」をけむりに比して贈られたものである。

この綜子内親王は、後嵯峨院の第一皇女で、宝治元年(一二四七)十月九日ご誕生、同十一月一日には内親王宣下あり、弘長三年(一二六三)七月二十日には准三后、同日院号を月華門院と称されている。

『増鏡』第十一に愷子内親王を述べるところで、後嵯峨院が「月花門院の御次には、いとらうたく思ひきこえ給へりし」とあるから、後嵯峨院は、この月花門院綜子と愷子をことの他可愛がられたものようである。その姉妹の様子が1の歌からうかがえよう。しかし、この綜子は異母妹愷子の齋宮退下(文永九年)を待たれることなく、文永六年(一二六九)三月一日、俄かに薨去される。御年二十三歳であった(本朝皇胤紹運録、女)。愷子は、齋宮在任中の文永四年(一二六七)六月二十六日准三后となる(増鏡)。

2の歌は、これも詞書によれば、齋宮群行の長奉送使であった権中

納言藤原長雅(後花園院右大臣藤原定雅息、この時二十九歳)が伊勢まで齋宮愷子内親王をお送りし、都へ帰る明け方、齋宮の女房の一人に遣わした一首である。恋の相手でもあったのであろうか。ちなみに、この『続古今和歌集』卷第十一に「忍恋の心を」と題した長雅の「かくれぬの下はふ蘆の根になけど人こそしらね袖はぬれつ」という歌が収められている。

なお、『とはすがたり』卷一に、「故大納言、さるべきゆかりおはしまししほどに、つかうまつりつつ、御裳濯河の御下りをも、ことに取沙汰し参らせなどせしも懐かしく」とあり、故大納言＝作者の父雅忠がしかるべき縁故があったので(前述)、齋宮の伊勢下向にも父がお世話したと述べている。おそらく群行に随行したものと思われる。

京子 文永九年(一二七二)二月十七日、御父太上法皇(後嵯峨院)の崩御により、愷子は齋宮をただちに退下される。すなわち、『類聚大補任』文永九年に「十八日下^(座)坐御匣殿。」とあり、一たん御匣殿に退かれる。そして「去三月八日齋王頭宿館^(仁)御座之間、神人等浪藉事出来」(「類聚大」補任)とあり、さらに齋宮寮頭の宿館に移御されたことがわかる。そして「八月七日帰京之由、勅使中臣神祇権少副隆長参^(二)二宮」。^(イ)(八月)十三日立^(二)伊勢齋宮^(一)向^(レ)京。奉行弁兼頼。」(上)とあるが実際には齋宮の帰京はおくれたのである。すなわち、『増鏡』第十一に「院崩れさせ給ひて後、御服^(おんぞ)にており給へれど、猶御暇許りざりければ、三年まで伊勢におはしまし、が、この秋の末つかた御のぼりにて、仁和寺に衣笠といふ所にすみ給ふ。」とあり、退下三年目の文永十一年(一二七四)の秋に帰京され、衣笠に住われたことがわかる。愷子の薨去は、弘安七年(一二八四)二月十五日であるから(「本朝皇胤」)、その後の十年間は『とはすがたり』『増鏡』等に述べられているごとく、異母兄後深草院をはじめ、左大臣藤原師忠、権中納言藤原実兼などとの恋を含むこ

生活であったと思われる。

この愷子内親王が『大日本史』卷五に云うごとく「容貌姝豔、光彩射人」と、美人であったことは、『とはすがたり』の作者も、文永十一年帰京された愷子をみて、「齋宮は二十にあまり給ふ。ねびととのひたる御さま、神も名残を慕ひ給ひけるもことわりに、花と言はば桜にたとへてもよそ目はいかがとあやまたれ、霞の袖を重ねる障も、いかにせましと思ひぬべき御有様なれば」と、多少皮肉をまじえているとしても、桜の花にたとえたことでも想像出来よう。また、帰京されてみると、姉の月華門院もこの世の人ではなく、『とはすがたり』にみえる「御養母と聞えし尼御前」と生活をとにもにされていたものであろうか。たよれる人物といえは異母兄の後深草院ただ一人であったのかもしれない。ともかく愷子内親王の御歌は一首ものこされていないが、数奇な運命をたどられた愷子は、三十六歳の若さでこの世を去っておられる。

後二條天皇朝の^(號)愷子内親王

愷子内親王は、後宇多天皇の第一皇女で、弘安九年(一二八六)閏十二月にご誕生。『増鏡』(第十一)に「一院は、忠継の宰相の女の中納言内侍殿といふ腹にも男女御子たちあまたものし給中に、すぐれ給へる内親王を、いとかなしき物にかしづききこえさせ給。」とあるごとく、御母は藤原忠継の女忠子であり、後宇多院がこの「すぐれ給へる内親王」を大変鐘愛せられたことがわかる。同母弟には、後醍醐天皇(元年一二八八)、承覚法親王(山比叡)、性圓法親王(正徳五年一二九)などがおられる。また当代後二條天皇は、異母兄(御母、後深草院皇女遊義門院始子、弘安八年一二八六)三月ご降誕にあたられる。

この愷子については、弘安九年閏十二月に御誕生のことがあってか

ら(女院)、その後史料にはしばらくみえない。しかるに祖父亀山院崩御(嘉元三年八月三日)の後のことであるが、『増鏡』第十一に「帥(後醍醐)の宮ひとつ御腹の内親王なども、この院におはします程、つれづれなるまゝに、はかなし事なごきこえかはして……」とか、「……北殿の内親王(辨子)の御方へ奉らせ給へれば、……」などとあつて、以前から契子が祖父の御所亀山殿の中の北の方にある北殿に住しておられたことがわかる。亀山法皇の生前、永仁三年(一二九五)閏二月に法皇が二尊院へ御幸されたことがあるが、そのとき後宇多院皇女と共にとあるから、ときには契子(このと)を伴われて出かけられたこともあつたのであろう。契子の弟君の「帥の宮」(後醍醐帝)も亀山法皇には、とりわけ可愛がられており、姉と共にこの亀山院におられた。前掲のごとく院内で「はかなし事なごきこえかはして」(『和歌などをお互いに贈答なさつて』54)故法皇をしのんでおられる。契子の御歌「さすがなほ色は木の葉に残りけるかたみも悲し秋のわかれ路」はこの院で詠じられたものであろう。ちなみに、法皇の崩御は、嘉元三年(一一三〇)九月十五日であるから、その時、契子は二十歳であつた。この御歌はその頃のものであることがわかる。弟君の後醍醐天皇も、しきしまの道にすぐれておられたが、この契子内親王も本稿史料2、3、4に掲げたごとく、齋宮ご自身の御歌としてのこつており、歌にすぐれた才能を持っておられたことがわかる。ちなみに、御母談天門院(忠子)の御歌1もある。

契子が内親王宣下をうけられたのは乾元元年(一一三〇)十二月二十六日、十七歳のときである。そして亀山院崩御の翌年徳治元年(一一三〇)十二月二十二日、契子内親王は後二條天皇朝の齋宮となられる(実躬)。御年二十一歳のときであり、前齋宮退下よりかぞえて実に三十四年目のことである。徳治二年(一一三〇)七月二十三日、齋宮

は諸司の御所に渡御せらる(実躬卿記)が、『後宮略伝』には「官朝所」とあるから、初齋院は太政官庁の朝所であつたのであろう。尤もその月の二十七日には野宮に移御されたというから(実躬)、何とあわたたしい入御であつたことであらうか。その翌年、延慶元年(一一三〇)八月二十五日、御在位八年の後二條天皇が崩御される。御年二十四歳であつた。このため同二十六日齋宮契子内親王は、群行を前にして野宮より京極殿に退下される(皇代曆、女院)。

こののちの十年間余りを契子内親王がどこで、どのように生活されたか明らかでないが、そのまゝ京極殿で過ごされたのかもしれない。その十一年後、すなわち後醍醐天皇の元応元年(一一三九)三月二十七日前齋宮契子内親王は皇后となられる(尊称)。しかるに同年十一月十五日御母談天門院が崩御される。この日達智門院の院号を称された契子は、同二十一日談天門院の佛事の日、出家される(花園院宸記、女院次第)。談天門院崩御から一年後、天応二年(一一三二)十月二十六日、後醍醐天皇は御母談天門院御追福のために宮中安福殿において宸筆法華御八講を修せられた。『花園天皇宸記』(同日条)によれば、「證義三人、講師八人、一人證、義兼之、聴衆十人」という。皇姉である達智門院契子が、この聴衆十人の中におられたか否かわからないが、あるいは参会されておられたかもしれない。元享三年(一一三三)には達智門院は紀伊和佐庄内の地を高社に寄進しておられる(歡喜寺)。

その後、契子内親王がどの様な余生を送られたかわからないが、正平三年(一一三四)十一月二日、六十三歳で崩御しておられる(女院小朝皇胤)。この間には契子内親王に次のような御歌がある。すなわち、延元四年(一一三九)、御弟君の後醍醐天皇崩御の年につくられたものである。

後醍醐天皇かくれさせ給ける年の冬、雪のいたうふりける日
よませ給ける
達智門院

いにしへの涙もかくやくれ竹の色かはるまでふれる白雪

〔新葉和歌集〕卷十九 哀傷歌

さて、1の御歌は、御母談天門院から齋宮の煇子内親王に奉られたもの。皇后宮煇子が「齋宮と申しける時」であるから、齋宮卜定のあった徳治元年（一三〇六）十二月二十二日から野宮より退下される延慶元年（一三〇八）八月二十五日までの二年間のうちの御作ということになる。したがって2の御返しも同時に作られたものとなる。母子の情を歌ったものである。

子 3は野宮入御中（徳治二年（一三〇七）九月二十七日）延慶元年（一三〇八）八月二十六日）の冬の歌である。そして4は、伊勢齋宮として群行をとぐべきその直前（延慶元年（一三〇八）八月二十五日）になって後二條天皇崩御という事態がおこり、野宮より退下となる心境をうたわれたものである。鈴鹿河を渡らぬ袖が涙でぬれてしまったことをなげかれています。⁵⁶

さて、5・6は年代があきらかでないが、後醍醐天皇代の元亨三年（一三二三）の成立という私撰集『統現葉和歌集』に「前齋宮節折」とみえるので、一応後二條天皇朝のものとした。節折よをりとは、宮中で毎年六月と十二月の晦日に天皇、中宮、東宮のご身長に準じて竹の杖の節の間を折って祓えを行なう行事のことをいうのであるが、⁵⁷このようなことが齋宮でも行なわれていたことがわかる。「節折」には「節折の蔵人」または「節折の命婦」などがあるので齋宮にもこのような女官があったことをする。この5・6の歌は、いずれも同一人物「前齋宮節折」の作とみてよいが、5は衣を搗つと題されたもの、6

は題しらずである。

〈後醍醐天皇朝の祥子内親王〉

祥子内親王は、後醍醐天皇の第二皇女で、御母は新待賢門院藤原廉子（洞院公）⁵⁸である。同腹のご兄弟に恒良親王、後村上天皇、惟子内親王（賢義女）⁵⁹などがある。

前項煇子内親王退下（延慶元年、一三〇八）の後、祥子内親王の異母姉一品権子内親王（御母後京極院藤原兼光が二十三か年缺であった齋宮に卜定されるが（元徳二年、一三三〇）、元弘元年（一三三一）父帝後醍醐天皇のご遷幸によって、光厳天皇より齋宮を罷めさせられる⁵⁹。したがって、前齋宮煇子内親王と同じく群行をはたしえず野宮より退下される。

この権子内親王の退下後二年目、すなわち元弘三年（一二三三）の冬十二月二十八日、齋宮制度最後の齋王となられた祥子内親王が卜定される。

祥子内親王のご誕生の年月日は明らかでないが、異母姉の第一皇女権子内親王（元徳元年（一三一九）六月内）が正和四年（一二三五）十月のご誕生であるから、第二皇女と思われる祥子内親王は、その直後か一二年位あとと考えても、正和年間の終りごろ（一三一六年頃）のご誕生と推定したい。とすれば、齋宮卜定の元弘三年（一二三三）十二月には、祥子は十七、八歳になっておられたとおもわれる。

祥子内親王が卜定後初齋院に入御せられたか否かについては明らかでない。たゞし、姉の権子齋王のときは元徳二年（一二三〇）十二月十九日に卜定され、翌年四月、齋宮諸司破壊が甚しいので皇居別殿を以て之に准ぜんとしたという（『統史』⁶⁰）、これを初齋院と考えられなくも

ない。しかし、このような動乱の時期にあっては、初齋院はあるいは定められなかったのかもしれない。

1の御歌は、「野宮に久しく侍りける比」とあるが前述のごとく日時をあきらかにしがたい。たゞし卜定が元弘三年（一一三三）十二月であるから、それ以後であることは確かである。尤もその退下の時期もあきらかでない。

1の詞書によれば、祥子内親王は夢の告により、伊勢大神宮へ百首歌を奉っていることがわかる。「などわたるせの猶よとむらむ」と、よどみなく清らかな五十鈴川に対して、なぜこの世の中はこのようによどんでいるのであろうと歎かれている。

2は、祥子内親王の同腹の御弟君後村上天皇の御製であるが、1と同じく『新葉和歌集』に収められているものである。御姉君の卜定が定まり群行を直前にされての御作と思われる。お別れをなげかれてのものである。

また3は、どうして忘れようか、神の齋垣の榊葉（増補『大日本女性人名辞典』）に木綿（増補『大日本女性人名辞典』）をかけそえた雪のあげほのを、と齋宮として群行をはたしえず退下されることへのなげきを詠んでおられる。

高群逸枝氏は、祥子内親王の歌について「淋しい御生涯であったからか、いづれも感懐を漏らされたものでないものはない」（増補『大日本女性人名辞典』）といわれているが、退下の後に作られた何首かも世をなげかれたものやその境遇をうたわれたものが少くない。

祥子内親王の御事歴についてはほとんど知られていない。しかし、前掲の歌を含めて『新千載和歌集』に一首、『新葉和歌集』に十五首の歌がのこされているので、これらからある程度の生涯をうかがいあがらせることは出来る。御父後醍醐天皇をはじめ御母新待賢門院廉子、御

弟君後村上天皇、また異腹の宗良親王（『新葉和歌集』撰集）、宣政門院権子内親王などの御兄弟姉妹、それにおばにあたられる達智門院奨子内親王などすべて御歌の才能に秀でておられた。それらの歌の多くは『新葉和歌集』に入集されている。

そこで、祥子内親王の齋宮退下後の御歌を、ほん年代順に以下に掲げ、それによって内親王の御事歴としたい。これらの歌によって南北朝動乱期を、どのようなお心で生きぬかれたかをみることができよう。齋宮として立たれていながら群行をとげること出来ず、退下後はひそかにしのぶ恋もされたのであろうか、恋の歌が四首みえる。そして出家をされてからは異母姉の宣政門院権子内親王と共に保安寺に住せられたもようである。（註）

以下、御歌を年代順に掲げる。

後村上院芳野の行宮におましましたける比、よみ侍りける歌の中に

①名にしおふ花のたよりにことよせてたづねやせましよしの山

正平七年きさらぎの十日あまり、芳野にまうでて塔尾の御陵などみたてまつりけるに、花はまださかぬ比にてよろづ物あはれにおぼえければ思ひつづけ侍りける。

②さく花のちるわかれにはあはじとてまだしき程を尋ねてぞみる

題しらず

③山深み花見がてらに尋ねばや浮世遁るゝ住みかありやと

題しらず

④呉竹のうきふしぶしのつもりしぞ世をそむくべきはじめなりける

世をのがれて後、保安寺に住みける比その寺の長老かくれ侍り
ければ思ひつづける

⑤残りゐる思ふもかなし法の道たづねし時はおくれやはせし

さまかへてのち、螢をみてよめる

⑥あつめねどねぬ夜の窓にとぶ螢心をてらす光ともなれ

題しらず

⑦たちのぼる煙のすゑをよそに見ばさびしかるべき柴の庵かな

題不知

⑧山のはに猶入りやらでつれなくもうき世の中に有明の月

題しらず

⑨なにをしてすぎつるかたの月日ぞとさらにおどろくとしのくれかな

①は、御弟後村上天皇が延元四年（一三三九）十月五日、吉野行宮にて即位されてから正平三年（一三四八）正月行宮をおかされ賀名生に行幸されるまでの期間に詠われたものである。（こののち後村上帝は奈良、賀名生、河内金剛寺、観心寺、摂津住吉と遷御され、住吉行宮にて崩御される。）

②は延元四年（一三三九）崩御された御父後醍醐天皇の吉野塔尾の御陵を正平七年（一三五二）二月十日すぎにおとづれて詠じられたも

の。「さく花のちるわかれにはあはじとて」が、御父君にまみえることなくおわかれた戦乱期の内親王の悲劇を語っている。この年内親王の推定年令三十七、八歳であろうか。

③は、川田順氏によれば、「此の一首、いまだ御落筋前で、適当な隠棲所をお探しになって居られた頃のものとされる。私も同感である。次の④もこの頃相前後して作られたものと思われ、「世をそむくべきはじめなりける」が、出家をしたいと思われはじめたことをあらわしている。

そして⑤において、われわれは祥子内親王が「世をのがれて」＝出家をされて保安寺に住まわれたこと、そのころ保安寺の長老が遷化され、内親王もこの世に残っていることを歎いておられることをしる。

⑥も「さまかへてのち」すなわち出家後螢をみて、心を照してくる光ともなつて欲しいと世の中の暗さを嘆いてのことであろう。

また⑦も「さびしかるべき柴の庵かな」が出家後のさびしさをことさらにあらわしている。

また⑧も、うき世＝憂き世にある身をなげいてのものと解されるし、さらに⑨に至って、なにをしてこの一年を過ごしてきたかと、嘆息にも似た心境がうたわれている。

たゞ、われわれが少しでも救われると思ったのはこの祥子に恋歌がのこされていることである。すなわち、

いかんせんしののをさぎのかりにだに逢ふ夜はしらぬ中の契を
いかにせん後の世とだに契らねばこひしぬとても頼なき身を

おもかげぞ猶わすられぬあだなりし契は夢のうちになしても

ほのかにも見しは夢かとたどられてさめぬ思ひやうつつなるらん
この四首である。これらは『新葉和歌集』(卷第十二)の恋歌に収められ
ている。いずれも忍ぶ恋であるが、とくに第四首目の歌には、『伊勢物
語』^{第六十}の「齋宮なりける人」(「恬子内親王といわれる」の「をとこ」^{九段})
(「在原業平といわれる」)に対しての恋歌「君や来し我や行きけむお
もほえず夢かうつつか寝てかさめてか」の影響もみられて興味深い。

おわりに

以上、鎌倉時代における伊勢齋宮関係の国歌十四首を掲げ、その簡
略な解説を中心に各齋王の事蹟を述べてきた。この時期に卜定された
齋王は十人である。そのうち、四人までが当代・父帝などの崩御、讓
位さらに制度の廃絶などによって、やむなく群行をはたしえなかった。
本稿において扱った六人のうちでも、三人の齋王は野宮から退下され
ている。それは、承久の変や南北朝の動乱と無関係ではない。

すでに賀茂齋院の方は、土御門・順徳天皇朝の礼子内親王(後鳥羽天
皇皇女)の御病による退下(建暦二年)を最後に廃絶してしまっている。しかし
伊勢齋宮の方は、その後も続き、後二條天皇朝の槩子内親王は齋宮関
係の御歌三首、後醍醐天皇朝の祥子内親王も二首のこされている。ま
た祥子内親王は、退下後も時勢などを詠みこまれた御歌が十数首のこ
されている。(前述)

ところで、一般に後醍醐天皇の御代に齋宮は廃絶したといわれてい
る。しかし、同天皇は、それ以前から中絶状態にあった齋宮制度を再
興されたのであって、その御努力を看過してはならないであろう。

すなわち前述のごとく、齋王は、後二條天皇朝の槩子内親王が退下
されてから二十三年間も欠になっていたが、後醍醐天皇は、御即位後

十二年目(元徳二年十二月)に皇女権子内親王を卜定されたのである。
同天皇の隠岐遷幸後、その齋宮権子を罷めさせ、後宮に入らしめられ
たのは持明院統の光厳天皇である。しかし、後醍醐天皇は京都に還幸
された元弘三年(一三三三)の十二月、再び皇女の祥子内親王を齋宮
に卜定されている。さらに延元四年(一三三九)即位された後村天皇
も本稿前掲の御製に、齋宮群行の御心をよまれたものがあり、御父君
の御志を継ごうとされていたことがわかる。

ちなみに、後村上天皇朝興国三年(一三四二、北朝の康永元年)の成立といわれる坂
十佛の『太神宮参詣記』⁽⁶³⁾に

齋宮にまいりぬ。いにしへの築地のあととおぼえて、草木の高
きところへあり。鳥居はたふれて、朽のこりたる柱の、みちに
よこたはれるを、人だにもかくとしらせずば、たぶふし木とのみ
ぞ見てすぎなまし。

齋宮と申は、たえてひさしき跡なりしを、近比再興あるべしと
て、花やかなる風情などありしかども、芳野山のさくら、常なき
かぜにさそはれ、嵯峨野の原の女郎花、あだなる露にしほれしか
ば、野宮の名のみ残りて、齋宮の御下りにもおよばず、神慮のう
けおぼしめさぬ故なりけりとは、此時こそ思ひ合せ侍しか。これ
は近き程の事なり(略)。^(下) 〔傍点引用者〕

とある。すなわち、坂十佛が伊勢太神宮参詣の折、齋宮に立ちより、
その荒廃ぶりをなげき記したものであるが、こゝに「近比再興あるべ
しとて」とみえる。これは後醍醐天皇のときのことかとも思われるが、
むしろ後村上天皇のときと考えるほうが自然であろう。いずれにせよ、
建武中興の理念は、齋宮制度の再興という形でも示されたが、新政の
瓦解により齋宮も廃絶のやむなきに至ったのである。

なお、本学の紀要には第八・九・十集と本第十一集において伊勢齋宮の和歌を順次紹介してきたがまだ見落した関係の歌も少なくないであろう。今後とも、博雅の御示教を得て補充に努めたいと思う。⁽⁶⁾

注

- (1) 拙稿「伊勢齋宮関係の歌集成―平安前期を中心にして―」(『聖徳学園女子短期大学紀要』第八集所載、昭和57年)及同「伊勢齋宮関係の歌集成―平安中期を中心にして―」(同第九集所載、昭和58年)同「伊勢齋宮関係の歌集成―平安後期を中心にして―」(同第十集所載、昭和59年)
- (2) 『一代要記』高倉天皇皇女項に「三女」とみえる。なお、潔子の御名についてはあるが、『玉葉』文治元年十一月十五日条に「此日、有二齋宮卜定」高倉院女六歳、母頼定御女(高倉院典侍)、御名豊子、とあり、こゝでは「豊子」となっている。はじめ豊子とつけられたのか、あるいは誤りなのか明らかでない。
- (3) 『玉葉』文治二年四月十日条に「齋王祖母局、重服之間」とみえる。
- (4) 拙稿「伊勢齋宮関係の歌集成―平安後期を中心にして―」(『聖徳学園女子短期大学紀要』第十集、昭和59年、11頁)。
- (5) 『玉葉』文治二年正月二十八日及同年四月二十二日条、「百練抄」同年五月二十三日条。
- (6)・(7) 『玉葉』文治二年三月二十八日、同八月二十四日及二十六日条。
- (8) 『玉葉』文治三年四月二十二日条に「此日被二勘下」伊勢齋宮三ヶ院造當日時、行事辨親雅為二内覧一持来、見了返給」とある。
- (9) 『玉葉』文治三年四月二十四日条に「左少辨親雅申二齋宮群行之間事一、勢多橋於レ今者不レ可レ叶。先例自二前年一有二沙汰一猶難レ叶、況國土凋弊之時、更不レ可レ叶。天治例以二御船一有二渡御一、今度如何、可レ渡二浮橋一歟。仰云、天治例於二此條一者、強不レ可レ被二退避一歟。但浮橋事無レ煩、無レ危者又何事之有哉。又申二離宮成功之間事一、仰下可レ尋二遣祭主能隆朝臣許一之由上了。」とある。
- なお、勢多橋役のことは、『鎌倉遺文』第一卷276文治三年十月十七日の『後白河院行下文案』にもみえる。
- (10) 『大日本史料』第四編之二文治三年九月十八日条所引。
- (11) 『玉葉』文治三年九月十八日条。
- (12) 『類聚大補任』七。
- (13) 『玉葉』文治三年五月十五日条及『吾妻鏡』同年七月二日条。
- (14) 『玉葉』文治三年九月二十七日条。
- (15) この歌を齋宮関係の歌として採り上げてよいか疑問であるが、公卿勅使は参宮のち齋王宮に立ち寄られることもあり(とくに当代天皇の皇女の場合、今回は御姉弟)、当帝に関連の歌が集収出来なかつたので、あえてこの一首を掲げることにした。
- (16) 『神道大系』神宮編所収。
- (17) 『大日本史料』第四編之三、建久二年三月二十二日条「三代制符」所引。『鎌倉遺文』第一卷526「建久二年三月二十八日宣言」。
- (18) 『玉葉』建久二年十一月二十二日条。
- (19) 『三長記』建久九年正月七日条。
- (20) 「建久九年假殿遷宮記」(『大日本史料』第四編之五、建久九年正月十七日条所引)。
- (21) 『尊卑分脈』第三篇、花山源氏。
- (22) 『業資王記』正治元年七月十八日条。
- (23) 『大日本史料』第四編之七、建仁三年十月二十五日条所引「業資王記」。
- (24) 『仲資王記』裏書(『大日本史料』第四編之八、元久元年三月十五日条所引)に、有雲無雨、今日前齋宮初御参詣廣隆寺一也。御帰京之後、神社佛寺御物詣未レ被レ行也。而自二去正月一俄御髪所々有下令二拔落一御事上、去月召二典藥頭時成朝臣一、御針灸之上、雖レ被レ付二御藥等一、忽無二其驗一、仍為レ被レ折二申當寺一、密々有二行啓一歟。御車予車也。(下略)とある。
- (25) 『類聚大補任』土御門帝項に正治元年(一一九九)四歳にて卜定から逆算。
- (26) 『本朝皇胤紹運録』によると春華門院昇子、嘉陽門院禮子について記載されている。
- (27) 『本朝皇胤紹運録』では「丹波局」とするが、『類聚大補任』によつた。ちなみに、「丹波局」は、肅子内親王の異母妹で、次の順徳帝の齋宮たる熙子内親王の御母である。
- (28) 『猪隈関白記』「業資王記」『明月記』は二十四日とするが、『類聚大補任』は廿八日とする。
- (29) 『猪隈関白記』建仁元年九月九日条に「額櫛篋」がみえるので、幼主であられたが別れの御櫛の儀式を御自らなさつたかとも思われる。
- (30) 尤も「公卿補任」承元二年項によると、同三年五月四日には、頭兼の息行兼に

齋宮寮頭を譲っているし、また「類聚大補任」でも「頭□源頭兼、次頭□伊勢守源行兼、次頭□丹波守範光」としている。

(31) 『仲資王記』元久元年七月十六日条。「類聚大補任」は七月十八日、「公雅朝臣下向、本寮在二禄物一」とみえる。

(32) 『本朝皇胤紹運録』にも「高辻齋宮」とみえる。

(33) 『類聚大補任』は二女としている。

(34) 『女院次第』は「廿九」としている。

(35) 『類聚大補任』八、後堀河天皇項に「持明院権中納言藤基家」とみえる。

(36) 利子の同母妹、安嘉門院邦子は、御父後高倉院より八條院領(鳥羽天皇第三皇女八條院暲子→春華門院昇子→後鳥羽皇女)→順徳天皇→後高倉院)の大部分を譲与され、その所領は龜山天皇に伝えられ、後宇多天皇、昭慶門院(龜山天皇皇女憲子)を経て後醍醐天皇に伝わり、大覚寺統の最も重要な所領となる。

(37) 『民経記』安貞元年四月二十九日条。これによると、この日の垣下の役には經光(この日記の作者、民部卿広橋經光)があたっていたが故障を申し立てている。なお二十八日朝からの雨は昼でやんだのだが「洪水過法云々。齋宮東川、五条、御禊部屋已欲流、仍木工頭公時以下寮工等守之云々。」(『民経記』同)とある。この御禊は、本来二十二日に行なわれるはずであったが、土御門町辺で火災があり、延引となっていたものである(『百練抄』同四月二十二日条)。さらに京畿は、この四月・五月は連日の降雨で、五月十三日には鴨川が洪水となっている。しかし、結局川の水は多かったが、無事二十九日御禊はすまされた。

(38) 七條院殖子は、父は修理大夫藤原信隆、母は藤原休子。「増鏡」(一、おど)によると、建礼門に候し、兵衛督の君と号していたことがわかる。また「尊卑分脈」には、高倉院御時典侍とある。

(39) 『安貞二年内宮遷宮記』(神宮文庫所蔵。『大日本史料第五編』(神四、安貞二年九月十九日条所引) 同年九月二十四日条。『明月記』貞永二年(天福元年)二月一日条に「兵部卿明暁参二齋宮御迎一、明日撰津国御祓」とあり、兵部卿藤原成實は二日早晩に出かけている。この撰津国御祓とは、同記正月二十六日条に「難波実於渡部修之云々」とあり、難波江の渡口の地である渡部(渡辺)であることがわかる。吉田東伍氏『大日本地名辞典』(第二巻)によれば、「今の大阪城の西北に触るゝ天満川の筋なり。然れども此水古代には直に南に走り西海に入し如し。即御津崎を海門と為す。」(539頁)とあり、この地で祓がなされたと思われる。

(40) 『明月記』同年同月四日条には、「明日近習公卿殿上人可参齋宮御迎之由被仰、中納言四條、参議、金吾、左兵衛、大貳、所旁、不参、已上直衣、資季朝臣、有資、家定、家清、家敷。可早参之由、雖被仰下、此中納言御車寄、白晝京中可見苦、可出京之由相議、可参向赤江、兵部卿自昨日云々。」とあり、近習公卿殿上人が赤江に参向した。この赤江がどの辺になるかわからないが、右の難波江の渡部近辺ではないかと思われる。さらに同五日条によると、「巳時許左京権大夫来臨、申時許齋宮已令入二持明院殿一給之由、雜人等称之、甚早速云々。安喜門院御二御堂御所一云々。」とあり、同六日条にも「金吾来臨、(略中)昨日午初刻参二赤江辺一、京中有二見物人等一、人数如二前聞一云々。」とあって、齋王が無事御入洛され、申時にはすでに持明院殿に入られていたこと、甚早く事が運ばれたこと、その時妹の安喜門院は、持明院殿内の御堂御所におられ、齋王を迎えられたことなどがわかる。

(41) 『平戸記』仁治元年正月一日及二日条。

(42) 『百練抄』(十五、後嵯峨院)仁治三年二月十四日条に「四條院五七日法事、式乾門院被修之。」とあり、「後中記」(歴代殘闕日記四十、『大日本史料第五編』(神四、仁治三年二月十四日条所引) 同日条に、「四條院五七日御佛事、為式乾門院御沙汰被行曼陀羅供畢。」とある。(利子内親王)

(43) 『平戸記』寛元三年正月一日条に「先参室町院、(持明院殿、式乾門院御同)宿也。共侍二人、(略)」とある。

(44) 『百練抄』宝治元年正月二十八日条に、「今日、上皇若宮宗尊親王令入二持明院殿一給。御猶子之儀也。」とあり、「葉黄記」同日条にも「今夜若宮入御式乾門院、依御猶子儀也。」とある。また式乾門院の御妹安喜門院も上皇姫宮(綜子内親王)を御猶子とされていたこと、『百練抄』宝治二年三月二十三日条にみえる。

(45) 『民経記』寛元四年八月六日条。この日、八月二日からはじめられた御八講の結願であった。

(46) 有吉保編『和歌文学辞典』昭和57年、282頁。

(47) 齋宮女官、寮頭などの男官が齋王と縁つづきであるという点については、拙稿「賀茂齋院関係歌集成—平安前期を中心として—」(『藝林』第三十一巻第四号所載)を参照。齋院においても同じであった。

(48) 新潮日本古典集成「とはがたり」(福田秀一氏校注) 76頁頭注6。

(49) 本来、御匣殿とは、内裏北方の貞観殿の別名でこゝに候する女官を御匣殿別當といった。のち天皇の寢席に侍るようになった(拙稿「御匣殿の別當」、「藝林」第二十一巻第六号所載)。

しかるに、こゝでは、齋宮寮の御殿の北側に建つので、これを御匣殿といい、御父天皇の退下、崩去後、たゞちに齋王はこゝにしりぞかれたようである。『神宮雜事記』に、「寛徳二年正月十六日、天皇御位下御坐。同十九日午時、齋内親王御

家定、家清、家敷。可早参之由、雖被仰下、此中納言御車寄、白晝京中可見苦、可出京之由相議、可参向赤江、兵部卿自昨日云々。」とあり、近習公卿殿上人が赤江に参向した。この赤江がどの辺になるかわからないが、右の難波江の渡部近辺ではないかと思われる。さらに同五日条によると、「巳時許左京権大夫来臨、申時許齋宮已令入二持明院殿一給之由、雜人等称之、甚早速云々。安喜門院御二御堂御所一云々。」とあり、同六日条にも「金吾来臨、(略中)昨日午初刻参二赤江辺一、京中有二見物人等一、人数如二前聞一云々。」とあって、齋王が無事御入洛され、申時にはすでに持明院殿に入られていたこと、甚早く事が運ばれたこと、その時妹の安喜門院は、持明院殿内の御堂御所におられ、齋王を迎えられたことなどがわかる。

(41) 『平戸記』仁治元年正月一日及二日条。

(42) 『百練抄』(十五、後嵯峨院)仁治三年二月十四日条に「四條院五七日法事、式乾門院被修之。」とあり、「後中記」(歴代殘闕日記四十、『大日本史料第五編』(神四、仁治三年二月十四日条所引) 同日条に、「四條院五七日御佛事、為式乾門院御沙汰被行曼陀羅供畢。」とある。(利子内親王)

(43) 『平戸記』寛元三年正月一日条に「先参室町院、(持明院殿、式乾門院御同)宿也。共侍二人、(略)」とある。

(44) 『百練抄』宝治元年正月二十八日条に、「今日、上皇若宮宗尊親王令入二持明院殿一給。御猶子之儀也。」とあり、「葉黄記」同日条にも「今夜若宮入御式乾門院、依御猶子儀也。」とある。また式乾門院の御妹安喜門院も上皇姫宮(綜子内親王)を御猶子とされていたこと、『百練抄』宝治二年三月二十三日条にみえる。

(45) 『民経記』寛元四年八月六日条。この日、八月二日からはじめられた御八講の結願であった。

(46) 有吉保編『和歌文学辞典』昭和57年、282頁。

(47) 齋宮女官、寮頭などの男官が齋王と縁つづきであるという点については、拙稿「賀茂齋院関係歌集成—平安前期を中心として—」(『藝林』第三十一巻第四号所載)を参照。齋院においても同じであった。

(48) 新潮日本古典集成「とはがたり」(福田秀一氏校注) 76頁頭注6。

(49) 本来、御匣殿とは、内裏北方の貞観殿の別名でこゝに候する女官を御匣殿別當といった。のち天皇の寢席に侍るようになった(拙稿「御匣殿の別當」、「藝林」第二十一巻第六号所載)。

しかるに、こゝでは、齋宮寮の御殿の北側に建つので、これを御匣殿といい、御父天皇の退下、崩去後、たゞちに齋王はこゝにしりぞかれたようである。『神宮雜事記』に、「寛徳二年正月十六日、天皇御位下御坐。同十九日午時、齋内親王御

家定、家清、家敷。可早参之由、雖被仰下、此中納言御車寄、白晝京中可見苦、可出京之由相議、可参向赤江、兵部卿自昨日云々。」とあり、近習公卿殿上人が赤江に参向した。この赤江がどの辺になるかわからないが、右の難波江の渡部近辺ではないかと思われる。さらに同五日条によると、「巳時許左京権大夫来臨、申時許齋宮已令入二持明院殿一給之由、雜人等称之、甚早速云々。安喜門院御二御堂御所一云々。」とあり、同六日条にも「金吾来臨、(略中)昨日午初刻参二赤江辺一、京中有二見物人等一、人数如二前聞一云々。」とあって、齋王が無事御入洛され、申時にはすでに持明院殿に入られていたこと、甚早く事が運ばれたこと、その時妹の安喜門院は、持明院殿内の御堂御所におられ、齋王を迎えられたことなどがわかる。

(41) 『平戸記』仁治元年正月一日及二日条。

(42) 『百練抄』(十五、後嵯峨院)仁治三年二月十四日条に「四條院五七日法事、式乾門院被修之。」とあり、「後中記」(歴代殘闕日記四十、『大日本史料第五編』(神四、仁治三年二月十四日条所引) 同日条に、「四條院五七日御佛事、為式乾門院御沙汰被行曼陀羅供畢。」とある。(利子内親王)

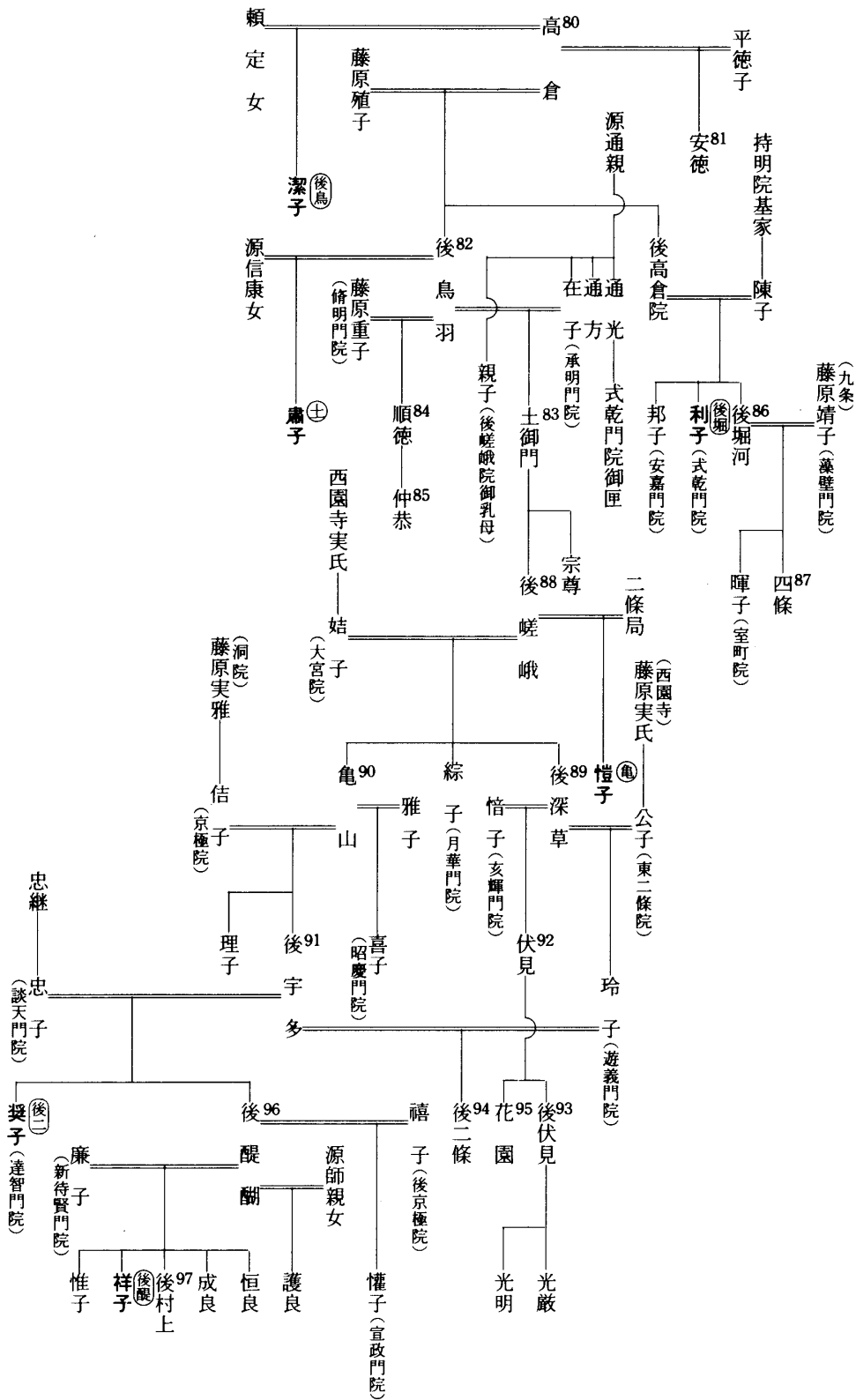
(43) 『平戸記』寛元三年正月一日条に「先参室町院、(持明院殿、式乾門院御同)宿也。共侍二人、(略)」とある。

(44) 『百練抄』宝治元年正月二十八日条に、「今日、上皇若宮宗尊親王令入二持明院殿一給。御猶子之儀也。」とあり、「葉黄記」同日条にも「今夜若宮入御式乾門院、依御猶子儀也。」とある。また式乾門院の御妹安喜門院も上皇姫宮(綜子内親王)を御猶子とされていたこと、『百練抄』宝治二年三月二十三日条にみえる。

(45) 『民経記』寛元四年八月六日条。この日、八月二日からはじめられた御八講の結願であった。

- 匣殿下座。：康平六年五月廿六日、齋内親王忌服。仍其間御匣殿御坐。」とあり、『百練抄』にも「仁治三年正月九日、主上御絶入。十一日伊勢齋王因^二此御事^一、退^二下御櫛笥殿^一。」などがある。
- (50) 新潮日本古典集成『とはずがたり』（福田秀一氏校注）巻一、昭和53年、79頁。
- (51) 福田秀一氏は、同右書88頁冠注において、『尊卑分脈』に近衛道経女を「愷子内親王養母」としていることから、この尼御前を前経の女としておられる。
- (52) 引用は、岩波古典文学大系本（底本永正本、時枝誠記、木藤才蔵氏校注）によつた。
- (53) 『実躬卿記』永仁三年閏二月十四日条。
- (54) 『増鏡』^{第十一} 403頁冠注（注52に同じ）。
- (55) 『日本史総覧』II ^{古代} 中の「主要荘園一覽」によるとこの和佐荘は、紀伊国名草郡にある。また寄進された「高社」とは、『神道大辞典』^{第二}にみえる高社神社^{タカカミジヤ}のことであろう。この神社は長野県下高井郡科野村に鎮座、少彦名命・大国主命（奥社）を祀る。延喜式内高社神社に充てられる。奥社は高社山第二の峰頂岩窟中に鎮座するという。この高社をいうのであろうか。ちなみに吉田東伍氏『大日本地名辞典』第五巻信濃、下高井郡769頁に「高社山」あり、「飯山町の南、中野町の北東なる雄峰なり。：高社山に神祠あり。：杜社の二字は邦俗古訓相通じたれば、疑を容れず。」と「高社」が「高社」と同じであるとされている。
- (56) 談天門院には「芳野山まがふさくらの色なくばよそにやみまし峯のしらゆき」という歌があり、また槩子内親王にも「ながつきの秋の日かずも今いくか残る木ずゑの紅葉をか見む」などがある。
- (57) 山中裕氏『平安朝の年中行事』（昭和47年）287頁参照。
- (58) 実は、左近衛中将阿野公廉の女。元応元年（一一三九）八月、後京極院禧子に従つて中宮に入侍し、のち天皇に召される。
- (59) 元弘元年（一一三三）、光厳院思召しにより、野宮より退下、天皇の後宮に入り、建武二年（一一三五）宣政門院と称す。御父後醍醐天皇崩御の翌年興国元年（一一三九）五月二十九日、宮を出て仁和寺河窪殿において御出家（『師守記』）。『皇代曆』には、上皇の宮を出て西郊保安寺に入つて御出家とある。この保安寺について、『統史愚抄』は「在^二洛中^一、又同号^レ別寺在^二伏見辺^一」と注記している。宣政門院権子このとき二十六歳であった。のちに祥子内親王も保安寺に入つたとあるから、異腹の御姉妹ながら乱世をのがれてこゝで過ごされたものか（^文本参照）。権子内親王は正平十七年（一一三六）五月七日、四十八歳で薨去されている。
- (60) 注(59)参照。
- (61) この間の事情については、川田順氏『吉野朝の悲歌』（昭和19年、37〜38頁）が参考になる。
- (62) 川田順氏『吉野朝の悲歌』70頁。
- (63) 『新校群書類従』神祇部所収。なお、この『太神宮参詣記』（一卷）の作者は、一般に坂士佛とされているが（同解題）、これは父十佛の方が正しい。『群書類従』第一中에서도「坂十佛」に改めるべき（138頁）としている。
- (64) 賀茂斎院については、別稿「賀茂斎院関係と歌集成—平安前期を中心として—」（『藝林』第三十一巻第四号所載、昭和57年）を参照。
（昭和五十九年十月三十一日受理）

〈鎌倉時代齋宮関係略系図〉



(注) 歴代天皇の右肩の数字は御即位順。齋王の右肩の文字は当代天皇の略称。——は婚姻。本略系図は『本朝皇胤紹運録』『尊卑分脈』等に拠ったが兄弟姉妹は順不同。本稿中に直接言及した齋王はゴチック体。